

作品を作った人を 守るための“きまり”

ちよさくけん
(著作権)

B 小学校5-6年生向け

著作権教育Eネットワーク（日本行政書士会連合会、
国立大学法人山口大学、(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会）

創作するときに考えること

YouTubeで、「ぼくが好きなものをしょうかいします」という動画を自分で作るとしたら、どんなことを考えて作りますか？どんなことを工夫しますか？

考えること

- ・テーマ、構成、時間、タイトル、
- ・効果音、文字は？ など

工夫すること

- ・ぼくが好きなものの良さを伝える工夫をする
 - ・見る人をあきさせない工夫をする
- など



自分なりの表現



創作してできたもの = 作品

創作するために考え、表現をすると、その人なりの作品ができあがります

みんなが生活の中で創作（そうさく）する作品

- ▶ 作文や詩、手紙
- ▶ 工作、絵、イラスト、マンガ
- ▶ 理科の観察日誌、社会のまとめノート
など

作品には、どんなものがある？

絵画、イラスト
作文、詩、文章
写真
本、まんが
テレビ番組
映画
音楽
ダンス
ゲームソフト
などなど



作品を作った人は著作権で守られている

「著作権」とは、

作品を作った人を守るための“きまり”
のことです



作品を作った人はどう思うかな



友だちの描いた絵に
いたずら書きを
しちゃおう

作品を作った人はどう思うかな



となりの席のたろうくんの
作文を書き写して、
少しだけ変えて、
わたしの名前で先生に出そう。

“著作権”はどのようにしてあるのかな

➤ 作った人の気持ちを守るため

※作った人が作品をかってに使われて、いやな気持ち・悲しい気持ちにならないように著作権で守っている

➤ 作った作品をほかの人にかってに使われないようにするため

※マンガ家や音楽家が自分の作った作品でお金をもらうことができるように著作権で守っている

著作権（ちよさくけん）

作品を作った人を守るための“きまり”

1. 子どもでもおとなでも、だれでも
作品を作れば著作権で守られる
2. 作品は作った人のもの

作品を作った！

「ぼくが好きなものを
しょうかいします」の動画が
できあがった！

作品を作ったら、
みんなはどうしたい？



作品は作った人のもの

じぶんが作った動画を

- ・ インターネットに上げる。
- ・ LINEでクラスの子たちに送る。
- ・ 修正する。

作った人だけが
自分の作品を
自由に扱える

作品は作った人のもの

作品を作った人だけができること

自分が作った作品を

- みんなに発表する。
- コピーする、書き写す。
- インターネット(Youtube、TikTok、LINEなど)に上げる。
- かきかえる など

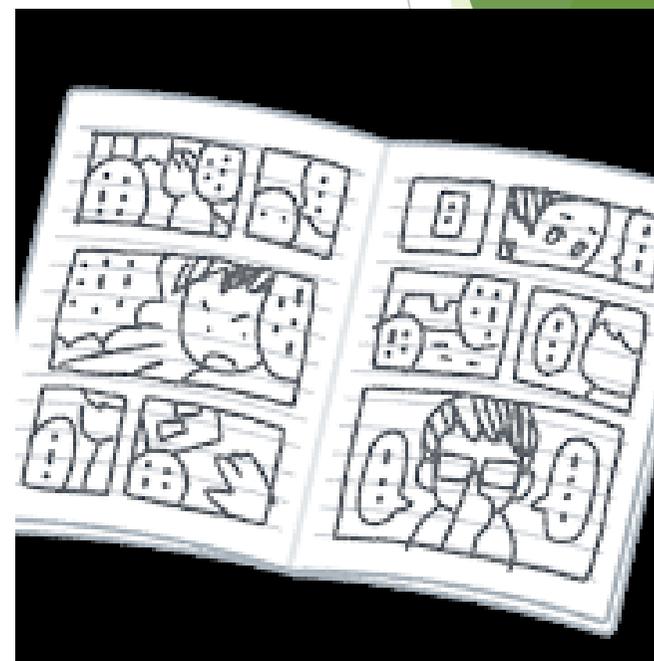
※ほかにできること：

- ・ 「使ってもいいよ」とokを出す／断ることができる
- ・ 勝手に使われたら「やめて」と言うことができる

友だちが作品を作った！

友だちが、自由帳にかいた
マンガを見せてくれた。
すごくおもしろい。

友だちが作った作品を見て、
どうしたくなった？



だれかが作ったものを勝手に使わない

友だちがかいたマンガを.....

- コピーして人に配る
- せりふを書きかえる
- LINEで送る
- 自分がかいたことにしちゃう

勝手に使っては
いけません

では、使いたいときには
どうしたらいいと思う？

使いたいときは「使わせて」と言おう

友だちがかいたマンガを.....

- コピーして配りたい
- セリフをかえたい
- インターネットに上げたい

使いたいときは、
作った人に
「使わせて」ときいて、
「いいよ」と言われて
から使おう

きよか
(=許可をとる)



お断りします

丸写しして自分がかいたことにするのは、許可してもらえないよね

勝手に使うと……

だれかの作品を勝手に使うことは、

- 著作権のきまりに違反（いはん）する
- 悲しい気持ちにさせてしまう、おこらせてしまう、きらわれる

◎ 自分の作品と同じように
ほかの人が作った作品も大切にしよう



調べ学習のとき



学校の授業や宿題で調べ学習をするときに、本をコピーしたり書き写して使うことがあるよね。

- 図書館の本で調べた文章
- 新聞やインターネットの記事
- 図鑑のイラスト など

書いた人に許可をとったことがなかったな。
だいじょうぶかな？

許可（きょか）をとらなくても使うことができる、
例外があります

学校の授業で使うためなら、
先生と児童・生徒は、必要な分だけ
他人の作品を使うことができます。

コピーしたり、書き写したりできます。
オンライン授業でも同じです。



調べたことを報告するとき など



家で自分の好きなことについて自由研究をまとめている。

- 壁新聞を作って提出したい
- 動画を作って公開したい

自分の考えに説得力をもたせるために、本やインターネットでみつけた記事やグラフ、図を自分の壁新聞や動画の中で使いたい。

許可をとらなければいけないかな？

許可 (きよか) をとらなくても使うことができる、
例外があります

自由研究や意見文のために、
自分の文章の中で
ほかの人の言葉や図表を使うことが
できます。(引用 (いんよう)
という)

どんなふうに使えば
いいの？



引用のしかた

本や記事などほかの人の言葉や図表を使うときのポイント

- ✓ 自分の考えとは区別して書く
(本からの言葉に「かき」を付けるなど)
- ✓ 元の文章を変えずにそのまま書き写す
- ✓ 出典 (何から調べたのか) を示す

壁 (かべ) 新聞の例

牛乳の価格の今と昔 山口たろう

自分の言葉

ぼくの家は祖父の代から牛にゅう屋さんです。牛にゅうの代金が昔と今でとでちがう、と父が話していたので、調べてみることにしました。ぼくの予想は……………

本などの言葉 (引用部分)

図書館で調べた本にこう書いてありました。
「牛乳は……………」太田文憲「牛乳の歴史」ACCS出版2020年

自分の言葉

調べてわかったことは……………

赤丸部分のように、出典をしめす

【参考資料】



出典元：総務省統計局 小売物価統計調査(2022年3月)より

新聞に載っていた写真

むかしの牛にゅう屋さんの写真
朝日新聞 (1950年1月1日発行) より

本やウェブサイトからのグラフ、表、図、イラスト、写真など (引用部分)

著作権のきまりに違反（いはん）したサイト を見ないで

「この人気のマンガがインターネットにあげられていて、
全部タダでよめるみたいだよ」

！ちょっと待って！
それは他人の作品を許可をとらずに
勝手に上げているサイトかもしれません。

近づかな
いで！



許可のある（正規）サイトをみきわめるマーク

レコチョクより引用
(<https://recochoku.jp/>)

画面を
一番下まで
スクロール

エルマーク：
音楽や映画などの配信
コンテンツを正しく利用
するためのマークで、
このマークのあるサイト
は安心して利用できる

ABJマーク：
この電子書店・電子書籍配
信サービスが、作った人か
らコンテンツ使用許可をえ
た正しい配信サービスで
あることを示すマーク

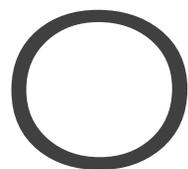


ク
リ
ッ
ク



今日のおさらいクイズ 1

作品を作れば、小学生だって
著作権で守られる。



今日のおさらいクイズ 2

国語の詩の授業で、となりの席の人の詩をほとんど書き写して、わたしの名前で先生に提出した。

わたしの名前にしたのだから、これはわたしの作品だ。



今日のおさらいクイズ 3

友だちが四コママンガをかいて見せてくれた。
ぼくはそれをクラスのほかの子にも見てもらいたくなった。
友だちに許可をとってから、スマホのカメラでとって、
クラスのLINE（ライン）に送った。



著作権（ちよさくけん）のまとめ

- ✓ 作品を作った人を守るために、著作権がある。
- ✓ おとなでも子どもでもだれでも、作品を作ったら著作権で守られる。
- ✓ 作品は作った人だけのもの。誰かが作った作品を使いたかったら、許可をとろう。
- ✓ 自分の作品と同じように、ほかの人の作品も大切にしよう。